

議案第 4 号

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第6条の2中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に、「前項の」を「第1項の」に、「この場合」を「この場合において、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の退職手当は、その任期ごとに支給する。

附則第11項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第11項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に市長等の職にある者で、この条例の施行の日の属する任期（以下「現任期」という。）の初日前から引き続いて当該職にあるものについては、この条例による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第6条の2の規定にかかわらず、現任期前の任期（以下「前任期」という。）に係る退職手当を現任期に係る新条例第6条の2の規定による退職手当を支給する際に併せて支給する。

3 前任期に係る退職手当の額は、前任期の末日におけるその者の給料月額に前任期に係る在職期間の月数を乗じて得た額にこの条例による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条の2第1項に規定する割合を乗じて得た額とする。

4 前項の在職期間の月数の計算については、旧条例第6条の2第3項の規定を準用する。

提案理由

財政負担の平準化を図ることを目的に、常勤の特別職の退職手当の支給方法に関する規定を整備しようとするものである。

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市職員の退職手当に関する条例 (昭和30年野田市条例第2号)

改 正 案	現 行
(退職手当の支給) 第2条 (略) 2 (略) (削る。) (特別職の職員の退職手当) 第6条の2 (略) 2 前項の退職手当は、その任期ごとに支給する。 3 第1項第2号から第4号までに係る職員が第3条第4項に規定する職員以外の地方公務員等の在職期間を有するときは、<u>第1項の額に職員以外の地方公務員等の在職期間につき、第5条又は前条の例により計算した額を加算した額とする。この場合において、計算の基礎となる給料月額は、職員以外の地方公務員等の退職時における給料月額とする。</u> 4・5 (略) 附 則 11 <u>令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</u> 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導	(退職手当の支給) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>第6条の2の規定の適用を受ける職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)</u>において、<u>その者が退職の日又はその翌日に再び当該職員となったときは、引き続いて在職したものとみなし、第1項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。</u> (特別職の職員の退職手当) 第6条の2 (略) 2 前項第2号から第4号までに係る職員が第3条第4項に規定する職員以外の地方公務員等の在職期間を有するときは、<u>前項の額に職員以外の地方公務員等の在職期間につき、第5条又は前条の例により計算した額を加算した額とする。この場合計算の基礎となる給料月額は、職員以外の地方公務員等の退職時における給料月額とする。</u> 3・4 (略) 附 則 11 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</u> 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導

基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

とする。

基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

とする。